

DV・ストーカー被害者支援の充実を求める意見書

近年、国内及び県内において、DVやストーカー事案が後を絶たず、悲惨な被害が繰り返されるなど、依然として深刻な社会問題となっている。

DV・ストーカー被害については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）や「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下「ストーカー規制法」という。）、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「女性支援法」という。）といった関連法が存在するものの、児童虐待のような発見者に対する通報義務がなく、一時保護等の支援策や自立に向けた支援施設、加害者対応、支援に関わる民間団体に関する規定が不十分であるほか、男性被害者への支援策も乏しいといった課題がある。

また、これらの関連法は、各法の所掌範囲や目的が異なり、国、地方公共団体、警察、民間団体、市民の役割や具体的な連携方法が不明瞭で、被害者への支援が十分に機能しているとは言えない。

さらに、本県の女性相談支援員が受ける相談の約6割がDV・ストーカー被害に関する内容であるが、こうした相談に対応する中で、複合的な課題を抱えた事例が多く確認されている。このような状況を踏まえれば、DV・ストーカー被害者支援と、生活困窮や心身の不調など様々な困難な問題を抱える女性等への支援を、関係機関が緊密に連携して進めることが重要である。

よって国会及び政府は、次の事項について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 行政、警察、民間団体など多くの関係機関が緊密に連携し、DV・ストーカー被害者や困難な問題を抱える女性等を社会全体で支える普遍的な仕組み・体制を確立すること。
- 2 DV防止法、ストーカー規制法、女性支援法などの関連法を改正し、各関係機関の役割や連携方法を明確化するとともに、通報義務の付与、一時保護支援策及び自立支援施設の充実、すべての被害者への支援策を整備すること。
- 3 DV・ストーカー被害者が抱える複合的な課題に対応するため、生活困窮者支援、心身の健康支援等の包括的支援施策と被害者支援を一体的に推進する体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

衆	議	院	議	長)	殿		
参	議	院	議	長				
内	閣	総	理	大			臣	
総	務		大	臣				
法	務		大	臣				
財	務		大	臣				
厚	生	労	働	大			臣	
国	家	公	安	委			員	長
警	察	庁		長			官	

神奈川県議会議長